

鳥取県告示第 101 号

平成 14 年鳥取県告示第 206 号（鳥取県指定金融機関、鳥取県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の名称等について）の一部を次のように改正し、平成 19 年 3 月 1 日から施行する。

平成 19 年 2 月 6 日

鳥取県知事 片 山 善 博

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線で引かれた部分に改める。

改 正 後		改 正 前	
2 鳥取県指定代理金融機関		2 鳥取県指定代理金融機関	
名 称	取 扱 店 舗	名 称	取 扱 店 舗
株式会社鳥取銀行	鳥取市並びに岩美郡及び八頭郡内に所在する本店、支店、 <u>出張所及び代理店</u>	株式会社鳥取銀行	鳥取市並びに岩美郡及び八頭郡内に所在する本店、支店及び <u>出張所</u>
略		略	
3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）		3 鳥取県収納代理金融機関（日本郵政公社を除く。）	
名 称	取 扱 店 舗	名 称	取 扱 店 舗
株式会社鳥取銀行	日本国内に所在する本店、支店、 <u>出張所及び代理店</u> （鳥取県指定代理金融機関の取扱店舗であるものを除く。）	株式会社鳥取銀行	日本国内に所在する本店、支店及び <u>出張所</u> （鳥取県指定代理金融機関の取扱店舗であるものを除く。）
略		略	